リース及びリース事業等に関する規制・制度改革提言

平成 26 年 10 月 31 日公益社団法人リース事業協会

当協会では、公正かつ自由な経済活動の機会確保及び促進並びにその活性化を図ることを目的として、 リース及びリース事業等に関する規制・制度改革に関する提言(25項目)を取りまとめて、政府の規制 改革会議に提出した。

今後、わが国経済の活性化を図る観点から、当協会提言の実現など規制・制度改革が一層促進されることを期待する。

〈提言項目〉

※【新規】は平成26年度の新規提言項目(それ以外の項目は昨年度提言項目)

1. 競争政策(11 項目)

- 国のリース契約の長期継続契約化
- 「競争入札参加資格」申請の統一・簡素化**【新規】**
- 各種補助金制度の制度改善
- 各種補助金制度の係る設備調達方法の制限撤廃
- 金融機関のリース子会社が取り扱う不動産リースのユーザーデフォルト時の物件賃貸に係る規制緩和
- 金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和(リース取引の範囲)
- 金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和(リース目的で購入した物件の売却)
- 金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和(船舶のオペレーティング・リース)【新規】
- 金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和(他社保有資産の鑑定業務等)【新規】
- 金融機関のリース子会社に係る業務範囲規制の緩和(再生可能エネルギー発電事業)【新規】
- 従属業務を営む子会社の収入依存度規制の緩和

2. 医療(5項目)

- 中古医療機器販売時のメーカー宛事前通知の合理化【**一部新規**】
- 医療機器リースの入札
- 薬事法に係る諸手続きの合理化
- 医療機器の認定に係るデバイス・ラグ
- 「CT 搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び使用許可の取扱い」の運用の徹底**【新規】**

3. 環境・エネルギー (3項目)

- 地熱資源開発資金債務保証制度のリース適用
- 廃棄物処理法に定める産業廃棄物の定義の見直し【一部新規】
- 廃棄物処理に係る電子マニフェストの登録期限見直し**【新規】**

4. 農業 (1 項目)

東日本大震災被災地における農地転用規制の緩和【新規】

5. 運輸その他(3項目)

- 放置駐車違反における車検証上の使用者責任の減免
- レンタカー事業における車庫法上の保管場所に関する規制の緩和【新規】
- 国際協力銀行における海外協調融資の対象拡大【新規】

6. 地域活性化(2項目)

- 公的不動産の有効活用【新規】
- ◆ 公共建物リース方式の活用【新規】

以上

提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	規制の根拠	具体的な 根拠法令 等
国のリース契 約の長期継続 契約化	【内容】 〇国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。 〇リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。 【提案理由】 〇現在、国がOA機器や車両を導入するに際しては、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されない。また、国庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約件数の中のごく一部にすぎない。 〇国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁が限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。 〇「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。	①法律・政令	財政法、会計 法、予算決算 及び会計令
	【内容】 ○全国もしくは都道府県単位で「競争入札参加資格申請」の一本化、申請書類及び添付書類の簡素化・統一化を図ること。 【提案理由】 ○「競争入札参加資格審査申請」については、近時「電子申請」にて申請を受理している自治体が増えているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。しかも、申請添付書類も統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部まで(書類の綴じ方、使用ファイルの色、等)指定する自治体もある。また、参加資格申請の公示の仕方・時期も自治体により異なる。 この点が「競争入札参加資格申請」の事務手続きを煩雑化している大きな要因となっている。 「競争入札参加資格審査申請」手続きを簡素化・統一化することにより、「自治体」「民間事業者」双方の事務効率化が促進され、公正かつ自由な経済活動も促進される。	③他の制度が 根拠	地方自治法第 234条第2項、 地方自第治活施 地方令第167条の 4及び5、各自 治体条例
各種補助金制 度の制度改善	【内容】 ①リースが対象となる各種補助金制度について、リース期間を補助対象物件の耐用年数以上としている制度があるが、この制限を撤廃すること。 (例)・エネルギー使用合理化事業者支援事業 ・分散型電源導入促進事業費補助金(うちガスコージェレネーション推進事業) ・再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金 ②国の各種補助金制度を活用したリース契約について、リース借主が破綻した場合、受領済みの補助金を国へ返戻する規則を撤廃すること。 ③補助金の使用者への一括還元を認めないにもかかわらず既契約へ遡及して適用できる制度について、一括還元を認めること。 (例)・トラック運送業者における低炭素化推進事業補助金 ④事業実施報告業務の電子化 (例)・農業助成リース事業 【提案理由】 ①リースが対象となる補助金制度について、リース期間が補助対象物件の耐用年数以上という条件が付いている場合があり、リースでの利用が困難となっている。 補助対象設備の使用者のニーズに合わせてリース期間が設定できれば、補助対象物件の更なる導入が促進され、補助対象事業の目的促進に大きく寄与するとともに、公正かつ自由な経済活動が促進される。 ②受領済みの補助金を国へ返戻する規則を撤廃する施策により、補助金活用取引の増加と、民間企業による設備投資の活発化が期待され、新たなリースマーケット創出につながる。 ③会計、債権管理等で煩雑な事務となり、制度利用を阻害している。 ④制度利用の利便性が向上し、顧客、事業実施主体の制度利用が促進される。	③他の制度が 根拠	各種補助金制度実施要領

提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	規制の根 拠	具体的な 根拠法令 等
各種補助金制度に係る設備 調達方法の制 限撤廃	【内容】 ①リースが利用できない補助事業については、リースにより設備を調達した場合についても補助対象とすること。 (例)・再生可能エネルギー等導入推進基金事業(グリーンニューディール基金) ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 ②オペレーティング・リースを利用した場合も各種補助金制度の適用対象とすること。 ③中小企業によるものづくり基盤技術の高度化を図ることを目的に投資するものを対象とする「ものづくり補助金」は、現状一部を除きリースの適用は認められていない。リースについては、リース期間に亘る補助金の適用を認めること。また、対象設備に対する、条件付き所有権移転を認めること。 【提案理由】 ①・②、③補助金制度は国の各種政策を促進するために行われている公的制度である。 補助対象事業の政策目的を実現するために、使用者の設備調達方法の選択枝を拡げることで、対象事業の推進に繋がる。リース・割賦を補助金制度の対象とすることにより、資金負担の余力が乏しい中小企業等の資金負担が軽減されるため、補助対象事業が更に促進され、政策目的に大きく寄与するとともに、設備調達手法の競争が促進されることにより、公正かつ自由な経済活動が促進される。 ③補助金要綱による所有権移転禁止により、補助金交付までの資金繰り支援及び補助金外経費に対するリース及び延払契約が行えず、競争の阻害要因となっている。	③他の制度が 根拠	各種補助金制度実施要領
リース子会社 が取り扱う不動 産リースの ユーザーデフォ ルト時の物件	【内容】 〇債務者のデフォルト等に伴う物件売却等の処分を実施するまでの間に限り、銀行の「自己競落会社」と同様、他業禁止の観点から、本件に係る業務を①リース債権の回収、②不動産の保有・管理及び売却に限り規制を緩和すること、又、早期処理を行うための部署、若しくは担当者を明確にし、対象不動産毎に収支・損益の分別管理を行う等の措置を講じた上で、銀行又は銀行持株会社のリース子会社(以下、リース子会社)が、新たに第三者と賃貸借契約を締結することを認めること。 【提案理由】 〇リース子会社における不動産に係る業務については、主要行等に係る監督指針において「不動産を対象とし たリース契約に当たっては、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行うことは出来ない」とされている。一方、債務者のデフォルト等に伴い物件売却等の処分を実施するまでの間、デフォルトした債務者と第三者との契約の範囲内で第三者との間でリース子会社が直接賃貸借契約を締結する行為については、リース業に付帯する業務として、リース業を行う銀行子会社が行うことが可能なケースもあると考えられる、との金融庁回答がある。債務者のデフォルト時、リース会社が新たな第三者と直接賃貸借契約を締結することが認められると、テナントにとっては債務者デフォルトによる不安を払拭でき、移転コストをかけることなく従来どおりの業務が可能となり、かつ市場実勢に即した価格にて早期処分することが可能となることから、リース会社にとっても損失を極小化することに繋がり、経営の健全性にも資する。本業務内容は、銀行及び銀行持株会社の自己競落会社に既に認められた業務であり、財務の健全性維持やリスク管理の観点からも適切と考えられ、特段の弊害も無いと考えられること等を勘案し、リース子会社が対応可能な業務として明文化していただきたい。	①法律・政令	銀行法第16条 の2第2項第2 号
銀行または銀行持株会社のリース多業務緩和 リースの範囲	【内容】 ○現在、銀行または銀行持株会社のリース子会社(以下、リース子会社)が行うリース業務は、「機械類その他の物件を使用させる業務」として定められているが、リース子会社が負担するリスクが実質リース取引の範囲内に限定される「サービス・役務提供」業務も、リース子会社が営むリース業務として明示的な措置を講じること。 【提案理由】 ○昨今、顧客ニーズの多様化、変化により、リース子会社に対して、一般的な設備リースに加えて、リース物件に付随する以下のようなサービス・役務提供が一体となった「サービス契約」として「支払を一本化したい」というニーズが高まっているものの、リース子会社が形式的にでもサービス・役務提供者になることは業務範囲規制により認められていない。 (例)・リース物件で加工する原材料供給やリース物件のメンテナンスサービス等・リース物件が加工する原材料供給やリース物件のメンテナンスサービス・役務提供会社となる」以下のような取引は、リース業務の範囲内として明示的に措置を講じること。 ①リース子会社が影響ニーズを満たすため、リース子会社が「形式的にサービス・役務提供会社となる」以下のような取引は、リース業務の範囲内として明示的に措置を講じること。 ①リース子会社は設備等の選定には一切関与せず、設備等はサプライヤーから顧客に直接導入され、 ②リース子会社は、顧客へのメンテナンスやエネルギー供給等のサービス・役務提供を、サービス・役務提供会社に業務委託し、同社が顧客に直接行い、 ③サービス・役務提供の責任負担は同社にあり、サービス・役務提供の一部又は全部が未履行となり、顧客からサービス料の支払いの一部又は全部が停止となった場合は、リース会社は同社から補填を受け、 ④また、サービス・役務提供会社が信担する目とにより、リース子会社は「リース物件の未回収元本の範囲内での支払い)をもって解約できるもの。 すなわち、リース子会社が負担するリスクは、役務提供に係るリスクはサービス・役務提供会社が負担することになり、リース子会社は「切負担しない。リース子会社はあくまでも形式的なサービス業者・役務提供者の立ち位置に入るだけであり、リース子会社が負担することにはならない。 具種のリスクを抱えることにはならない。	①法律・政令	銀行法第16条 の2、銀行法施 行規則第17条 の3

提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	規制の根拠	具体的な 根拠法令 等
行持株会社の リース子会社 に係る業務範	【内容】 ○銀行または銀行持株会社のリース会社がリース目的でメーカーに発注した新品の物件(例えば飛行機、船舶等発注から納品まで長期間要する物件)について、大幅な景気変動等を理由に経済的にリース契約を締結出来ない事態が生じた場合に、一定の条件のもと売却を可能とする制度を導入すること。 【提案理由】 ○発注から納品まで長期間を要するリース物件(航空機・船舶等)については、リース目的で発注したにも関わらず、大幅な景気変動等を理由にリースユーザーがみつからない状況が生じうる。斯かる状況下、当該リース物件が新品であるとの理由で売却出来ないとすれば、銀行系リース会社は、リース契約を締結しない状態で、当該リース物件を長期間保有せざるを得なくなり、その結果、銀行系リース会社が抱える物件価値変動リスクは、想定外に増加することとなる。また、上記の通り、想定外の物件価値変動リスクを抱えるとした場合、銀行系リース会社は、ブライシングに当って、銀行系以外のリース会社が織り込む必要の無い、リスクを織り込まざるを得なくなり、その結果、競争力のあるプライスを提示出来なくなる懸念がある。以上の通り、大幅な景気変動等を理由にリースユーザーがみつからない状況下、当該リース物件が新品であるとの理由で売却出来ないとすれば、銀行系リース会社は、想定外の物件価値変動リスクを抱え、また、競争力のあるプラインングが出来ない懸念が生じる。逆に、当該リース物件を新品のまま売却出来れば、銀行系リース会社は物件価値変動リスクの低減を図ることが出来、ひいては、銀行持株会社のリスク低減にも資すると考える。また、その結果、より合理的なリスクテイクが可能となる為、より競争力のプライシングが可能となり、ひいては、適正な市場形成を通じて、顧客利便性の向上に資するものと考える。以上より、銀行持株会社のリスク低減のためにも、リースを活用した産業振興を図るためにも、銀行系リース会社に限って設けられた規制権をすべきと考える。また、本件はリース子会社のリスクマネジメントに資することとなり、銀行または銀行持株会社のリスク軽減につながり、間接的には預金者保護にも繋がるものと思料されること。	①法律・政令	銀行法第16条 の2、銀行法施 行規則第17条 の3
リース子会社 に係る業務範 囲規制の緩和 について	【内容】 〇銀行または銀行持株会社のリース子会社(以下、リース子会社)が行う船舶リースにおいて、船員手配、燃油代込等の船舶管理を含む船舶オペレーティング・リースは、現状では明確に認められていない。船舶管理業務等をリース業務に附帯する業務として明確化すること。 【提案理由】 〇近年、海運会社では、船員の手配、燃油代管理等の船舶管理を含むより流動的なTimeCharter(TC)での調達ニーズが増加している。船舶管理等の業務をリースの附帯業務と整理できると、TC契約上で、リース子会社が形式的に当該船舶管理業務を請け負った上で第三者に運営を委託することも可能となるなど、ユーザーのニーズに資するものであると考える。	①法律・政令	銀行法第16条 の2、銀行法施 行規則第17条 の3
金融機関の リに係子教 田規制の は 田規制の は は を の 鑑定 業 等	【内容】 〇銀行の子会社として、他社保有資産の鑑定業務や販売・処分先の斡旋業務を可能にすること。 【提案理由】 〇中古物件の売買と併せての包括的な資産処分業務をユーザー等へ提供できるようにすることができる。	①法律・政令	銀行法

提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	規制の根 拠	具体的な 根拠法令 等
金融機関の リース子 会会 に 展規制 に 田規い で 可 生 一 ネルギ ・ ネ 業 電 で 事 キ ギ 業 総 制 に の 再 生 、 で の も で り で り で り で り で り で り で り で り で り で	【内容】 ○金融機関のリース子会社の再生可能エネルギー発電事業等のリース契約について、ユーザーデフォルト時に資産を売却する間に限り、再生可能エネルギー発電事業を認めること。 【提案理由】 ○ユーザーデフォルト時に再生可能エネルギー発電事業を認めることにより、金融機関のリース子会社の損失額が低減する。	①法律・政令	銀行法
従属業務を営 む子会存度 切の緩和	【内容】 ○銀行持株会社又はその子会社等の従属業務を営む会社は、銀行又はその子会社からの収入を総収入の半分以上とすること(総収入条項)に加え、 各事業年度においてその営む各々の従属業務について当該銀行持株会社の子銀行からの収入があることが要件として定められている。当該「子銀行から」の収入要件を、「子銀行または金融関連業務を行う会社から」の収入要件等に緩和すること。 【提案理由】 ○金融関連業務は銀行業務との一体性、関連性が高く、金融関連業務を営む会社の従属業務を営む会社は、銀行からの収入を条件とせず、金融関連業務を営む会社からの収入依存度規制のみでも弊害はないと考えられる。また、従属業務を営む会社のうち金融関連業務を営む会社の子会社にとっては、「銀行」からの収入条項があることによって、事業の効率性が阻害されているおそれがある。本規制は、親銀行等から1円でも収入があれば足りるという内容であり、本要件を緩和することに特段の影響はないものと考えられる。	①法律・政令	銀行法第16条 の2第7項 平成14年3月29 日付金融庁告 示第34号 第2 条
中古医療機器 販売時のメー カー宛事前通 知の合理化	【内容】 ①売却者から中古医療機器販売業者を経て使用者に中古医療機器を販売する流れにおいて、使用者に販売する中古医療機器販売業者のみがメーカー宛通知を行うことに変更すること。 ②リース期間が終了した一般医療機器(クラスI)、管理医療機器(クラスII)に関して、中古品の販売等に係る通知等(製造販売業者への事前通知)を不要とすること。 ③販売・譲渡しようとしている医療機器が1式(セット)で組成されているものについて、製造・販売業者が機器を構成する各部品・製品ごとに複数存在する場合、現状はすべての製造・販売業者に通知することとなっているが、当該医療機器の主たる製造・販売業者のみの通知で足るものとすること。 ④リース会社が賃借人(使用者)にリース終了物件を、その使用者に現状有姿のまま売却、譲渡する場合には製造販売業者に対する事前通知を不要とすること。 【提案理由】 ①売却者及び使用者に販売する中古医療機器販売業者(以下、中古業者)が其々メーカー宛通知を行えばよいこととされた(売却者及び使用者に販売する中古業者に至る流れにおいて中間に位置している中古業者は事前通知不要と措置されたもの)。 しかしながら、売却者、使用者に販売する中古業者がメーカー宛通知を行うことの合理性は乏しく、過度なコスト負担となっていること。また、使用者に販売する中古業者がメーカー宛通知を行うことの合理性は乏しく、過度なコスト負担となっていること。また、使用者に販売する中古業者がメーカー宛通知を行うには、使用者が販売される中古医療機器を利用する際に特段問題ないものと思われる。 ②一般医療機器(クラスII)は、薬事法において「不具合が生じた場合でも人体への影響が低い」と定義されているにもかかわらず、人体への影響が大きいとされる高度管理医療機器(クラスIII、クラスIV)と同様に事前通知が必要とされているにもかかわらず、人体への影響が大きいとされる高度管理医療機器(クラスIII、クラスIV)と同様に事前通知が必要とされていることは、自由な経済活動の阻害要因となっている。 ③複数の部品・製品にて一つの医療機器が組成されている場合、個別の部品・製品単体では機能するものではなく、すべてが揃って初めて機能するものである。従って、個々の部品・製品毎に通知が必要とされていることは、中古医療機器流通の阻害要因となっている。	②省令が根拠	薬事法施行規 則第170条、第 178条第2項、 第3項

提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	規制の根 拠	具体的な 根拠法令 等
医療機器リースの入札	【内容】 〇国・地方自治体設立の医療機関向け医療機器賃貸借の競争入札においてリース会社が医療機器を保守受託する場合は、修理業の許可取得業者に再委託することにより入札参加要件を満たすことができる様、医療機関へ指導すること。 ※「保守料代理回収」については、「修理業の許可」は不要。 【提案理由】 〇国・地方自治体設立の医療機関向け医療機器賃貸借の入札案件において、医療機器賃貸借契約の内容に保守委託も含まれ、委託内容に修理を含むこと(いわゆるメンテナンス付リース)が条件として見受けられるが、薬事法の「医療機器の修理業の許可」を受けていないリース会社は、当該案件の入札参加を断念せざるを得ないことがある。 しかしながら、実態として、リース会社の役割はファイナンス機能の提供が主体であり、保守は「修理業の許可」を取得する専門業者が医療機関より別契約にて受託していることが一般的である。リース会社が医療機器の保守受託する場合、修理業の許可取得業者に再委託する形態を契約書上明確にすれば、入札参加要件を満たしていると考える。 人命に多大な影響を与える「医療機器の修理業の許可」を定める法律の趣旨は大いに理解できるが、上記記載の通り、リース会社の主な役割はファイナンス機能提供であり、修理業務ではない。 リース会社における「修理業の許可」取得会社は限定されており、未取得会社のリース会社が、新たに許可を取得するには多大なコストがかかり現実的ではなく、当該取引の普及促進、ならびに公正かつ自由な経済活動の妨げとなっている。	③他の制度が 根拠	国・地方自治体 の競争入札条 件
薬事法に係る 諸手続きの合 理化	【内容】 〇「人体用」の医療機器の販売業許可を取得した場合は、動物用医療機器の販売業の許可を不要とし、各種書式類についても、人体用の医療機器の販売の書式を用いることができるようにすること。統一化できない場合は、一つの都道府県の様式に従って作成した各種書類について、他の都道府県がこれによる申請等を認めること。 【提案理由】 〇人体用医療機器と動物用医療機器の販売業の許可要件、遵守義務等は同一であり、人体用医療機器と動物用医療機器の許可手続きを区別する合理的な理由がなく、民間企業に過重な負担を強いている。 同一の法体系の中で、都道府県ごとに様式が異なることは極めて不合理であり、様式の統一化ができない場合であっても、一つの都道府県の様式に従って作成した各種書式であれば、当然に法令の要件を満たすものであり、他の都道府県がこれによる申請等を認めない合理的理由がない。	②省令が根拠	薬事法施行規 則
医療機器の認 定に係るデバ イス・ラグ	【内容】 〇新しい医療機器が薬事法上の承認を得るまでにかかる期間を短縮すること。 【提案内容】 〇欧米に比べて日本では医療機器の承認までに時間を要するため、日本の最先端技術で開発された製品が日本より先に海外で商品化されかねない状況にある。 また、新しい機器を開発・製品化してキャッシュフローを生むようになるまでに相当の時間が必要となることから、日本は、価値のある技術を有していても、資金調達力に限界のあるベンチャー企業にとって、新しい医療機器の開発に取り組み難い環境にあると考えられる。	①法律・政令	薬事法

提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	規制の根拠	具体的な 根拠法令 等
療装置の使用 前検査及び使 用許可の取扱 いについて」 (医政発第 0710005号(平 成20年7月10	【内容】 〇通達「CT搭載車等移動式医療装置の使用前検査及び使用許可の取扱いについて」は、CT搭載車等移動式医療装置(これに準ずる医療装置を含む)について、医療機関が都道府県知事より使用前検査及び許可を受け、一定期間にわたり定期的かつ継続的に使用することを報告している場合には、当該使用前検査及び許可を受けた後に医療装置を移動させたとしても、(医療法第7条第2項の)構造設備の内容を変更する場合には該当しないとすること。 【提案理由】 〇都道府県によっては、「当該通達は、構造設備の内容を変更する場合の許可申請のみを不要としており、使用許可やX線の備え届け・廃止届け等は必要」、「当該通達の対象は病院のみであり診療所は含まれない」、「MRI搭載車移動式医療装置は対象外であることから、許可を得ることが必要」とする場合がある。このように通達の運用が都道府県ごとに異なることがあり、CT搭載車等移動式医療装置を使用する医療機関に予期せぬ手間・費用負担が生じている。通達の運用が全国的に徹底されれば、医療機関が低コストで患者ニーズに応じて機動的にCT等の医療装置を導入することが可能となる。	③他の制度が 根拠	医療法第27条 「CT搭載車等 移動使が使用の をび使用いに 全分の取扱いに政 発第0710005号 (平成20年7月 10日))
金属鉱物資源 機構 (JOGMEC)が 支援する「地熱 資源開発資 債務保証制度」	〇わが国のエネルギー供給が不安定であるなか、再生可能エネルギーの利用促進は喫緊の課題である。 現在、再生可能エネルギーは太陽光発電に偏っているが、純国産エネルギーである地熱発電の普及促進を図ることにより、	③他の制度が 根拠	地熱資源開発 資金債務保証 細則
に定める産業	【内容】 ①リース会社が排出する繊維くずについては産業廃棄物とする特例を設ける等、リース会社が産業廃棄物処理業者に処理を委託できるようにすること。 ②リユース、リサイクルが可能なリース終了物件について、廃棄物処理法の適用除外とすること。 【提案理由】 ①繊維くずについては、「特定の事業活動に伴うもの」として繊維工業・建設業から排出される繊維くずのみ、産業廃棄物として定義されているため、リース会社が顧客から返還されて廃棄物として排出する布団、カーテン、制服等の繊維製品は、一般廃棄物として取扱われている。 一般的にリース会社が排出する廃棄物は大量になることが多く、一般廃棄物としての処分は困難であり、また産業廃棄物処理業者への処理も委託できない。 本件見直しを行うことにより、適正な廃棄物処理を促進し、環境面における社会貢献に寄与できる。 ②満了物件の市場価格が引取(運搬)費用より小さい場合は、リユース、リサイクルが可能な物件であっても廃棄物とみなされ、廃棄物処理法に沿った処理が必要となる。 この為、リユースが可能であるにも拘わらず、その収集運搬には廃棄物収集運搬業の許可が必要等、国策である3Rの阻害要因となる規制が存在している。	①法律・政令	廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律

提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	規制の根拠	具体的な 根拠法令 等
廃棄物処理に 係る電子マニ フェストの登録 期限見直し	【内容】 〇電子マニフェストの登録期限設定期日について、「廃棄物の引渡日より3日以内」から「廃棄物の引渡日より3営業日以内」と変更すること。 【提案理由】 〇取引実務において、現行設定期日では土日・祝祭日を含むものとなっており、年末年始や連休前日の引渡の場合、当日登録を失念すると違反状態となる状況が考えられる。 〇当該日程を考慮した廃棄物の引渡しとすることが必要とされること等になり、実際の取引実務と乖離した設定となっていること。	②省令が根拠	廃棄物処理法 施行規則第8条 の31の3
東日本大震災被災地における農地転用規制の緩和	【内容】 〇東日本大震災の影響をうけ、放射能汚染や塩害などによって耕作ができなくなった農地について、再生可能エネルギー発電施設等の設置を可能とすること。 【提案理由】 〇再生可能エネルギー発電施設は電力供給に供する公共性の高いものである。東日本大震災の被災地において、耕作不可能になった農地を当該施設に転用することができれば、土地の有効活用にもつながる。	①法律・政令	農地法 第4条、第5条 第10条、第18 条、第19条 農地法第5条、第19条 農地期第35条、本大規 第35条、条大規 東興特法第23条、第25条 第23条、第25条
放置駐車違反 における車用者 責任の減免	【内容】 ○放置駐車違反における車検証上の使用者責任を減免すること。 【提案理由】 ○平成18年6月施行の改正道路交通法第51条の4第4項では、公安委員会は車両の使用者に対し放置違反金の納付を命じることができると規定しており、レンタカー利用者が放置違反金を支払わない場合、車検証上の使用者であるレンタカー会社に納付命令書が送付されることになった。 レンタカー業界として警察庁と違法駐車連絡体制を構築したが、悪質なレンタカー利用者による駐車違反は後を絶たない。一部の悪質なレンタカー利用者のコストを他の多くの善良な利用者が結果的に負担することになり、不公正である。要望が実現した場合、悪質なレンタカー利用者によるコストが削減され、レンタカー料金の低下につながる可能性がある。また、違反金を納付しない利用者がレンタカー会社を介在せずに、直接、警察から指導を受けることにより駐車違反の抑止効果が見込まれる。	①法律・政令	道路交通法第 51条の 4第4項

提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	規制の根 拠	具体的な 根拠法令 等
レンタカー事業 における車庫 法上の保する規 制の緩和	【内容】 〇レンタカー事業における車庫法上の保管場所に関する規制を緩和すること。 【提案理由】 〇車庫法によって、レンタカー事業者は都市部や駅周辺であっても、営業店舗から2kmを超えない範囲で車両数に相当する駐車場所を確保しなければならない。 都市部や駅周辺に店舗を構えるレンタカー事業者にとって、駐車場確保はコストが高く、事業採算性から出店が困難になっている。現在の法規制下では、店舗立地の観点からレンタカー利用者の利便性が阻害されているのみならず、レンタカー利用者に駐車場確保の高いコストが負荷されている。また、レンタカー事業者が好立地の駐車場を押さえることになり、近隣住民や企業が駐車場を確保しづらくなっている面も否めない。 レンタカー事業者が都市部や駅周辺に出店することが容易になれば、広範囲の地域で公共交通機関とレンタカーがリンクした移動手段が確立され、利用者の利便性向上のみならず、人の移動の活発化により地域経済の活性化にもつながるものと考える。また、レンタカー事業者の駐車場が分散することにより、都市部や駅周辺の駐車場を確保しやすくなり、近隣住民や企業にも恩恵が及ぶ。	①法律・政令	自動車の保持等のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は
る海外協調融	【内容】 OJBIC行う海外進出(日系)企業の現地法人への各種協調融資に関し、JBICが規定する"民間金融機関"にリース会社を対象とすること。 【提案理由】 OJBICは、現時点では"民間金融機関"の定義にリース会社は含まれていないが、株式会社国際協力銀行法において「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ」と規定していること、また最近は、リース会社にも各種の外貨資金支援の要請が増加していることも踏まえて、リース会社としても同制度を通じて日系企業の海外進出に貢献すべく、リース会社もJBICの融資対象としての"民間金融機関"に含めること。	③他の制度が 根拠	株式会社国際協力銀行法
公的不動産の 有効活用	【内容】 〇公共財産の建物等の資産売却を促進し、公的不動産を有効活用するため、リースバック等を行う場合の処分制限に係る規制緩和を行うこと。 【提案理由】 〇PRE戦略では、公的不動産の有効活用や公的不動産について、公共・公益的な目的を踏まえつつ、経済の活性化及び財政健全化を念頭に、適切で効率的な管理、運営を推進していこうとする考え方である。 〇地方公共団体所有不動産420兆円あり、老析・集約化が課題。現在、公共施設が売却される場合、行政財産を普通財産に変える、中央省庁からの補助金・交付金等ある場合は処分できないなど制限が多い。 〇企業へセール・アンド・リースバック等で売却が容易になれば、公共施設を転用、改修、複合化を促進させ、コンパクトシティを実現させる。	①法律・政令	地方自治法

提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由	規制の根 拠	具体的な 根拠法令 等
公共建物リー	【内容】 OPPP事業における公共建物リース方式における補助金、交付金について、建物の所有者がリース会社となる場合も適用すること。 【提案理由】 OPPP事業における公共建物リース方式では、所有者が自治体でないと、中央省庁の交付金が充当できないケースが多く普及が進まない。 O各自治体からは、有効な手法として検討したいとの意向が多いことから、建物所有がリース会社であっても、自治体が使用するものには補助金・交付金を充当できるよう改正すること。	③他の制度が	各種補助金制
ス方式の活用		根拠	度実施要領等